別表:学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

学校感染症と出席停止期間		
	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	 エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスに限る) 鳥インフルエンザ(H5N1) 	治癒するまで
第二種	・ インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経 過するまで
	・ 新型コロナ	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1 日を経過するまで
	• 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・ 麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	・ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、愕下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	・ 風しん(三日はしか)	発疹が消失するまで
	・ 水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	・ 咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	• 結核	症状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで
	•髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで
	*出席停止期間の基準は、感染症ごとに個別に定められている。ただし、病状により学校 医その他の医師において感染のおそれがないと認めた時はこの限りではない	
第三種	 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 	症状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
	*その他の感染症(第三種として扱う場合もある)	必ずしも出席停止をおこなうべきものではない